

暴風警報および特別警報発令時における児童の登下校について

見出しのことにつきまして学校は下記のとおり対処いたします。登校時の状況によっては対処の仕方が異なる場合もあるかと思いますが、子どもさんの安全を第一に考えてご判断をお願いします。

1 児童が登校する以前から暴風警報、特別警報が発令されている場合

- 始業時刻 2 時間前（6 時 15 分）から午前 11 時まで警報が解除された場合は、解除後、2 時間を経てから授業を行う。

登校する場合は、授業開始 30 分前(通学距離で判断)に、いつもの集合場所に集合して、通学団登校をする。

暴風警報、特別警報が解除されても、通学路に危険があれば登校しなくてよい。

- 午前 11 時を過ぎても暴風警報、特別警報が解除されない場合は、休校とする。

2 登校後に暴風警報、特別警報が発令された場合

- 通学路の安全が確保されているときは、授業を中断して速やかに下校させる。

暴風警報・特別警報の発令と同時に下校させるのではなく、通学路の安全を確認してから下校させる。

- 通学路の安全が確保されていないと判断された場合は、該当の児童について、通学路の安全が確保されるまで、校内の最も安全な場所に止める。

岡崎市の暴風警報の範囲は、以下のいずれかを指す。

愛知県全域 岡崎市

★ 児童の動きは、竜小メールで携帯電話に配信、及びホームページに載せます。

ホームページアドレス <http://www.oklab.ed.jp/tatumi/>

- 風雨が強くなることが予想される場合、警報発令前に下校させることがある。その場合は、前日までに案内で予告し、当日はメール配信等で各家庭に連絡をする。

3 大雨洪水警報が発令されたとき

- 原則として登校する。ただし通学路の安全に不安があるときは登校しなくてよい。

※ 台風接近の折は、台風情報を十分にお確かめの上、的確にご対処ください。